

医療受給者証が更新されます

現在お持ちの受給者証は、7月31日（土）で有効期限が満了となります。

更新した受給者証は、7月中旬に郵送予定です。

現在お持ちの受給者証の有効期限までに届かない場合、福祉課福祉係までご連絡ください。

事業名	対象者	対象診療	受給者証
子ども医療費給付事業	0歳から18歳までの方（満18歳までに達する日以後の3月31日まで） ※ 中学校修了者は、高等学校（定時制・通信制を除く）に在学していることが条件となります。	入院・通院	白色
重度心身障がい者医療費給付事業	身体障がい者（児）（身障手帳1級、2級、内部障害3級の方）	入院・通院	緑色
	知的障がい者（児）（療育手帳「A」判定の方）	入院・通院	
	精神障がい者（児）（精神手帳1級の方）	通院	
ひとり親家庭等医療費給付事業	母子・父子家庭の親及び扶養されている18歳まで（学生は20歳まで）の方	入院・通院 （親は入院のみ）	黄色

◎ これらに該当し、現在交付を受けていない方は、福祉課福祉係までご連絡ください。

◎ 重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費給付事業は、所得制限があるため対象とならない場合があります。

※ 別途通知済みの「更新に必要な書類」は次のとおりです。まだ提出していない方は、期日までに提出をお願いいたします。

- ・ 高校生受給者の方（子ども医療費のみ） → 在学証明書
- ・ 大学生等受給者の方（ひとり親家庭等医療費のみ） → 在学証明書
- ・ 今年福島町へ転入された方（三医療共通） → 令和3年度所得課税（非課税）証明書

お問い合わせ先

福祉課 福祉係 ☎47-4682